

事件等		分類	報酬の種類	弁護士報酬の額
法律相談等	1 法律相談		一般法律相談料	60分ごとに 5000円から2万5000円の範囲内の額
	2 書面による鑑定		鑑定料	5万円から20万円の範囲内の額
	1 訴訟事件, 非訟事件, 家事審判事件, 行政事件		着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円～3000万円の場合 5%+9万円 3000万円～3億円の場合 3%+69万円 3億円以上 2%+369万円 ※着手金の最低額は10万円 ※示談交渉及び調停から訴訟事件を受任する場合は, 2分の1
			報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円～3000万円の場合 10%+18万円 3000万円～3億円の場合 6%+138万円 3億円以上 4%+738万円 ※着手金の最低額は10万円
	2 調停及び示談交渉事件		着手金 報酬金	1に準じたうえ, それぞれの額の3分の2 ※示談交渉から調停事件を受任するときの着手金は, 2分の1
	3 契約締結交渉		着手金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円～3000万円の場合 1%+3万円 3000万円～3億円の場合 0.5%+18万円 3億円以上の場合 0.3%+78万円 ※着手金の最低額は10万円
			報酬金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円～3000万円の場合 2%+6万円 3000万円～3億円の場合 1%+36万円 3億円以上の場合 0.6%+156万円
	4 支払督促事件		着手金	事件の経済的利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円～3000万円の場合 1%+3万円 3000万円～3億円の場合 0.5%+18万円 3億円以上の場合 0.3%+78万円 ※着手金の最低額は5万円
			報酬金	1の額の2分の1 ※報酬金は金銭の具体的な回収をしたときに限って請求できる
	5 手形・小切手訴訟		着手金 報酬金	1(訴訟事件等)の2分の1
	6 離婚事件	交渉及び調停	着手金 報酬金	それぞれ30万円～50万円 ※財産分与, 慰謝料等の請求分は, 1による

民事事件		訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円～50万円 ※調停事件離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記金額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求分は、1による
	7 境界に関する事件		着手金 報酬金	それぞれ30万円～50万円
	8 借地非訟事件		着手金	20万円～50万円の範囲内の額 ※借地権の額が5000万円を超える場合、超える部分の0.5%を加算
			報酬金	(申立人の場合) ア 申立ての認容 借地権の額の2分の1を経済的利益として1による イ 相手方の介入権認容 財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として1による (相手方の場合) ア 申立ての却下、介入権の認容 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による イ 賃料の増額認容 賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による ウ 財産上の給付の認容 財産上の給付額を経済的利益の額として、1による
	9 保全命令申立事件		着手金	1の着手金の額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の3分の2 ※着手金の最低額は10万円
			報酬金	1の報酬金額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金額の3分の1 本案の目的を達したときは、1による
	10 民事執行事件	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1 ※着手金の最低額は5万円
			報酬金	1の報酬金の額の4分の1
		執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1
			報酬金	1の報酬金の額の4分の1
	11 破産等	破産 民事再生 特別清算 会社更生	着手金	事業者の自己破産 50万円以上 非事業者の自己破産 20万円以上 自己破産以外の破産 50万円以上 事業者の民事再生 100万円以上 個人再生 30万円以上 特別清算 100万円以上 会社更生 200万円以上 ※報酬金は着手金に込み
	12 任意整理事件	一般任意整理	着手金	事業者の任意整理 30万円以上 非事業者の任意整理 20万円以上 クレサラ事案 債権者1名当り2万円
報酬金				
クレサラ事件		着手金	債権者1名につき 2万円	

			報酬金	債権者1名につき 和解成立 1万円 減額報酬 10%(減額分の) 過払報酬(交渉) 20%(過払分の) 過払報酬(訴訟) 24%(過払分の)	
	13 行政上の審査請求・異議申立て・再審査請求その他の不服申立事件		着手金	1の着手金の3分の2 ※着手金の最低額は10万円	
			報酬金	1の報酬金の2分の1	
刑 事 事 件	1 起訴前事件		着手金	20万円～50万円	
			報酬金	不起訴の場合 20万円～50万円 略式命令 20万円～50万円	
	2 起訴後事件		着手金	20万円～50万円	
			報酬金	無罪 30万円以上 執行猶予 20万円～50万円 刑の減輕 相当額	
	3 保釈・交流の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告等		着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件とは別に受けることができる	
	4 告訴・告発・検察審査の申立て等		着手金	1件につき 10万円以上	
			報酬金	依頼者との協議により受けることができる	
	裁 判 上 の 手 数 料	1 証拠保全			20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合、依頼者との協議により定める額による
2 即決和解		示談交渉を要しない場合		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円から3000万円の場合 1%+7万円 3000万円から3億円の場合 0.5%+22万円 3億円以上の場合 0.3%+82万円	
		示談交渉を要する場合			示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による
3 公示催告				2の示談交渉を要しない場合と同額	
4 簡易な家事審判(家事審判法第9条1項甲類等)		相続放棄			5万円 ただし、相続人1名増えるごとに1万円加算
		その他			5万円から20万円の範囲内の額
裁 判 外	1 法律関係調査(事実関係調査を含む)			5万円から20万円の範囲内の額	
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型		5万円から10万円の範囲内の額	
		非定型			依頼者との協議による定める額
	3 内容証明郵便作成	弁護士の表示なし			1万円から3万円の範囲内の額 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により額を定めることができる
		弁護士の表示あり			2万円から5万円の範囲内の額 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により額を定めることができる
4 遺言書作成	定型			10万円から20万円の範囲内の額	

の 手 数 料		非定型	依頼者との協議による定める額
		公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する
	5 遺言執行		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円から3000万円の場合 2%+24万円 3000万円から3億円の場合 1%+54万円 3億円以上の場合 0.5%+204万円
	6 会社設立・増減 資・合併・分割・組 織変更		50万円以上
7 株主総会等指 導		30万円以上	